

1984 年犯罪被害者法
(仮訳)
※犯罪被害者補償関係部分のみ掲載

(以下原文 1838 頁)

法律

内務省および関連機関を対象として 1985 年 9 月 30 日に終了する会計年度の歳出予算を作成することならびにその他を目的とする法律

<中略>

(以下原文 2170 ~ 2174 頁)

第 XIV 章 — 被害者補償および支援

第1401条 本章は、「1984 年犯罪被害者法」ともいう。

被害者基金

第 1402 条 (a) 財務省に、「犯罪被害者基金」(本章において、以下「本基金」という)という特別会計が創設される。

- (b) 第 (c) 項で制限される場合を除いて、本基金には以下が組み入れられる。
- (1) 合衆国に対する犯罪で有罪と決定された者から徴収したすべての罰金。ただし 以下を除く。
 - (A) 財務長官が以下に基づいて使用することのできる罰金
 - (i) 絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律 (16 U.S.C.1540 (d)) 第 11 条 (d)
 - (ii) 1981 年改正レイシー法 (16 U.S.C.3375 (d)) 第 6 条 (d)
 - (B) 以下に対して支出される罰金
 - (i) 鉄道失業保険法 (45 U.S.C.351 以下参照) に基づく鉄道失業保険会計
 - (ii) 合衆国法典第 39 編第 2601 条 (a) (2) および第 2003 条に基づき、同第 39 編第 404 条 (a) (8) に定める目的による郵便事業基金
 - (iii) 連邦水質汚染規制法 (33 U.S.C.1321) 第 311 条に基づく内水路循環資金
 - (iv) 合衆国法典第 18 編第 3613 条に基づく郡公立学校基金
 - (2) 合衆国法典第 18 編第 3013 条に基づき徴収された刑罰賦課金
 - (3) 没収された出廷保証金、保釈保証金および合衆国法典第 18 編第 3146 条に基づいて徴収された担保財産の収益
 - (4) 合衆国法律集第 18 編第 3671 条 (c) (2) に基づいて本基金に支払うよう命じられた金銭
- (c)(1) 特定の会計年度において本基金の組入れ総額が 1 億ドルに達した場合、1 億ドルを超過した額は、財務省の一般財源に繰り入れられるものとし、本基金の一部とはならない。
- (2) 1988 年 9 月 30 日以降は、本基金への組入れは行われない。
- (d)(1) 本基金に組み入れられた金額は、本基金のままであり続け、会計年度の制約を受けることなく、本表題に基づく補助金に対して、本項に基づく支出に使用することができる。
- (2) 特定の会計年度における本基金の組入れ総額の 50%は、第 1403 条に基づく補助金に使用することができる、50%は、第 1404 条に基づく補助金に使用することができる。

- (e) 本章に基づく補助金部分として交付された金額が、当該補助が行われた会計年度末に使用されずに残った場合は、翌会計年度中随時、当該補助が行われた目的のために支出することができ、当該翌年度末に、使途が定まっていない残高は、財務省の一般財源に繰り戻されるものとする。
- (f) 本条で使用する場合、「合衆国に対する犯罪」という用語には、以下は含まれない。
- (1) 軍事司法統一法典集（10 U.S.C.801 以下参照）の犯罪行為
 - (2) コロンビア特別区の法律に対する犯罪
 - (3) インディアン部族裁判所またはインディアン犯罪裁判所によって公判に付すべき犯罪

犯罪被害者補償

第 1403 条 (a) (1) 第 (2) 号で規定する場合を除いて、司法長官は、適格の犯罪被害者補償制度に対して、本基金から、前会計年度の給付額（財産損害に対する給付額を除く）の 35%に相当する年次補助を行うものとする。本章に基づく補助金は、当該制度によって、補償金の給付のみに使用されるものとする。

- (2) 本基金内の、本条に基づく補助金のために使用できる金額が、第 (1) 号で規定する 35%の補助金を交付するには不足する場合、司法長官は、前会計年度に当該制度が給付した金額（財産損害に対する給付額を除く）に対して、すべての制度が同率の金額を受領できるように、使用可能な金額から適格の犯罪被害者補償制度に対して補助金を交付するものとする。
- (b) 以下に該当する犯罪被害者補償制度は、本条における適格の犯罪被害者補償制度である。
- (1) 当該制度が、州によって運営され、犯罪被害者および犯罪被害者の遺族に、以下に対する補償を提供するものである場合。
 - (A) 補償対象犯罪によって生じた身体的傷害に起因する医療費（精神衛生カウンセリングおよびケアを含む）
 - (B) 補償対象犯罪によって生じた身体への傷害に起因する賃金損失
 - (C) 補償対象犯罪によって生じた死亡に起因する葬儀費用
 - (2) 当該制度が、法執行当局の合理的な要請に対する被害者の協力を促進するものである場合。
 - (3) 当該州が、本条に基づいて受領する補助金が、別途犯罪被害者補償金の支給に使用可能な州の資金の代わりに使用されないことを保証するものである場合。
 - (4) 当該制度が、州内で発生した補償対象犯罪に関して、当該州の非居住者である被害者に対して、当該州の居住者である被害者に対して給付を行うために使用される基準と同じ基準に基づいて、補償金給付を行うものである場合。
 - (5) 当該制度が、当該州内で発生した犯罪であって、当該犯罪が連邦裁判管轄に服するという事実がなければ補償対象となりうる犯罪の被害者に、当該制度が補償対象犯罪の被害者に補償金を支給する基準と同じ基準に基づいて、補償金を支給するものである場合。
 - (6) 当該制度が、司法長官が合理的に要求することのある、本条の目的に関するその他の情報および保証を提供するものである場合。
- (c) 本条に基づいて補助金が最初に交付される日に有効な州犯罪被害者補償制度は、当該日後に開会する当該州の最初の通常議会の閉会日翌日まで、本条における適格な犯罪被害者補償制度とみなされるものとする。
- (d) 本条で使用する場合、以下の用語は以下のとおり定義される。
- (1) 「財産損害」という用語には、人工補装具または歯科用品は含まれない。
 - (2) 「医療費」という用語には、適格の犯罪被害者補償制度に基づいて支給される範囲において、歯科サービス、歯科用品および人工補装具、ならびに州の法律で認められた治療法に従って付与されたサービスに対する費用が含まれる。
 - (3) 「補償対象犯罪」という用語は、その被害者が、適格な犯罪被害者補償制度に基づいて補償を受ける資格がある犯罪を意味する。
 - (4) 「州」という用語には、コロンビア特別区、プエルトリコ米自治連邦区、およびその他合衆国の領地または準州が含まれる。

犯罪被害者支援

第 1404 条 (a) (1) 本基金の資金の使用可能性を前提として、司法長官は、特定の会計年度に関して、第 (c) 項に基づく控除後、第 1403 条に基づく補助金に使用されていない本基金の部分から、各州の行政の最高責任者に対して、適格の犯罪被害者補償制度の財政援助として、年次補助を行うものとする。

(2) 当該州の行政の最高責任者は、以下を行うものとする。

- (A) 性的暴行、配偶者虐待または児童虐待の被害者に支援を提供する適格の犯罪被害者支援制度が優先されることの保証
- (B) 適格の犯罪被害者支援制度に交付された資金が、別途犯罪被害者支援に使用可能な州および地方の資金の代わりに使用されないことの保証
- (C) 司法長官が合理的に要求することのある、本条の目的に関するその他の情報および保証の提供

(3) 第 (1) 号に基づく補助金額は、以下であるものとする。

- (A) 各州に 100,000 ドル
 - (B) その時点で全州への配分の結果残っている使用可能資金の、全州の人口に対する各州の人口に基づいて各州に配分可能な部分
- (4) 第 (1) 号に基づく補助金に使用可能な資金が、各州に 100,000 ドルを支給するには不足する場合、使用可能な資金が全州間で平等に配分されるものとする。

(b)(1) 被害者支援制度は、以下に該当する場合に、本条における適格の犯罪被害者支援制度である。

- (A) 公的機関もしくは非営利組織、または当該機関もしくは組織の連合体または当該機関および組織両方の連合体によって運営され、犯罪被害者にサービスを提供する場合
 - (B) 以下のいずれかを実証する場合
 - (i) 犯罪被害者への効果的なサービス提供、および本基金以外の財源からの経済的支援の記録
 - (ii) 本基金以外の財源からの実質的な経済的支援
 - (C) 当該サービスの提供にボランティアを利用する場合。ただし、本要件を適用しない説得力のある理由が存在することを行政の最高責任者が決定する場合は、その範囲において、この限りではない。
 - (D) 対象となる地域社会内で、公的および民間の調整のとれた犯罪被害者支援の取組みを促進する。
 - (E) 受給の可能性のある者が犯罪被害者補償給付を求めることを支援する。
- (2) 適格の犯罪被害者支援制度は、第 (a) 項に基づいて受領した金額を、犯罪被害者にサービスを提供する目的に限定して支出するものとする。

(c)(1) 司法長官は、いずれの会計年度においても、第 1404 条に基づいて使用可能な金額から、本基金額の 5% を超過しない金額を控除し、当該控除額を、連邦犯罪の被害者に対する司法省によるサービスの提供に支出するか、または当該サービスの提供を別途認められた他の連邦外郭機関に補償することができる。

(2) 司法長官は、本項に基づく司法長官の責任を行使するために、司法省の職員を連邦犯罪被害者支援行政官（以下、本章において「連邦行政官」という）に任命または指名するものとする。

(3) 連邦行政官は、以下を行うものとする。

- (A) 1982 年被害者および証人保護法（公法 97-291）第 6 条に基づいて公布された犯罪被害者および証人の公正な扱いに対する指針の順守の監視に責任を負うこと
 - (B) 連邦犯罪の被害者に関与する責任を有する連邦法執行機関の長と協議すること
 - (C) 連邦政府によって提供される被害者サービスを、他の公的機関および非営利組織によって提供される被害者サービスと調整すること
 - (D) 司法長官が任命することがある、この役職の目的に関連したその他の職務を遂行すること
- (4) 司法長官は、本項に基づいて認められた職務の履行につき、他の連邦外郭機関に補すること、および契約を締結することができる。

(d) 本条で使用される場合、以下の用語は以下のとおり定義される。

- (1) 「州」という用語には、コロンビア特別区、プエルトリコ米国自治連邦区、ならびに本条第(a) 項第 (3) 号 (A) および第 (4) 号における場合を除いて、その他米国の領地または準州が含まれる。
- (2) 「犯罪被害者に対するサービス」という用語には、以下が含まれる。
 - (A) 危機介入サービス
 - (B) 緊急時における、裁判所への交通手段、短期児童保護サービス、ならびに一時的住居および安全確保の提供
 - (C) 刑事裁判手続きへの参加の支援
 - (D) 犯罪被害者の法医学検査の合理的な費用が別途補償または支払いを受けない範囲において、当該費用

すべての支払い

- (3) 「連邦犯罪被害者に対するサービス」という用語は、連邦犯罪に関する犯罪被害者に対するサービスを意味し、これには以下が含まれる。
- (A) 連邦犯罪被害者に対するサービス提供についての法執行機関職員の研修
 - (B) 以下の情報資料の作成、出版および配布
 - (i) 犯罪被害者に提供されるサービスを記載した資料
 - (ii) 連邦法執行機関職員向けの、連邦犯罪被害者に対するサービスに関する資料
 - (C) 犯罪被害者にサービスを提供する職員の給与（当該職員が当該サービスを提供する範囲内に限る）
- (4) 「危機介入サービス」という用語は、犯罪の発生に起因する危機状況において精神的支援を提供するカウンセリングを意味する。
- (5) 「行政の最高責任者」という用語には、本条に基づいて行政の最高責任者から行政の最高責任者の職務を遂行するよう指名された者が含まれる。